

●香川県告示第263号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
3732000256	あじの里地域生活支援センター (変更前) 高松市庵治町5732番地 (変更後) 高松市庵治町4151番地7	社会福祉法人洋々会 高松市庵治町4151番地7	平成19年4月 1日